

# 令和6年度 東京都一般任期付職員 採用選考案内

令和6年12月23日  
東京都

東京都総務局では、大島支庁において大型から小型に及ぶ様々な種類の動物を飼育・展示する伊豆諸島唯一の動物園を管理運営しています。第2次都立動物園マスタープランでは、当動物園が今後目指す姿として、島の生態系を守るため生物多様性の重要性を発信すること、子供たちが何度も来園することで動物への理解を促すこと、東京の島々に生息する希少動物を本来の生息環境に近い状態で保全していくこととしています。

大島公園動物園では、飼育管理業務のほか、動物病院業務や大島島内での傷病鳥獣診療を行います。また、令和8年度からの指定管理者制度導入を目指し、当制度導入に向けた調整に係る業務を行います。

**今回、このような業務を運営するにあたって、民間企業や自治体などにおける実務経験や専門性を活かし、即戦力として、活躍していただける方を求めています。**

本選考は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の特例法である「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」（平成14年法律第48号）等に基づき制定された「東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」（平成14年東京都条例第161号）に基づき、任期を定めて採用されるものです。

# 1 選考職種、採用予定人員、受験資格等

- (※) ◎ 業務の状況等により、採用された日から5年を超えない範囲内で任期を延長する場合があります。  
 ◎ 期間を定めた任用であり、任期満了後の任用を保障するものではありません。  
 ◎ 受験資格における実務経験年数は、民間企業等の正社員、自治体等の常勤職員として従事した経験年数に限ります。契約社員や派遣社員、非常勤職員、嘱託職員、アルバイトとして勤務していた期間は含めません。

職種 職級	採用 予定 人数	業務内容	受験資格	求められる専門 的な知識経験	任期 (※)	職	勤務場所
獣医 課長 代理	1人	大島公園事務所の運営に係る次の業務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・大島公園動物園の飼育管理業務（管理方法・動物展示・動物取扱）総括</li> <li>・動物病院業務（臨床・検疫・医薬品管理・検査機器管理）総括</li> <li>・特定外来生物防除業務補助</li> <li>・指定管理制度導入に向けた調整</li> </ul>	・獣医師資格を有し、動物園で獣医として従事した経験が、通算して8年以上あること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・動物飼育全般に関して指導・監督ができる業務（管理方法・動物展示・動物取扱）に関する知識経験を有すること</li> <li>・豊富な監督経験（飼育員・獣医）を有すること</li> <li>・動物園で飼育する動物の臨床経験を有すること</li> <li>・大島島内における傷病鳥獣診療業務に対応できること</li> </ul>	令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	大島支庁土木課（動物園管理担当）	総務局大島支庁土木課（大島公園事務所）

- ◎ 上記各区分の受験資格を満たすこと。
  - ◎ 地方公務員法第16条の欠格条項に該当する人は受験できません。
  - ◎ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者は受験できません。
  - ◎ 日本国籍を有しない方は受験できません。
  - ◎ 申込日現在、東京都職員である人は受験できません。  
なお、以下の方は除きます。
    - ・令和7年3月31日時点の満年齢が65歳の再任用職員
    - ・教育公務員<sup>※1</sup>
    - ・東京都職員（任期付職員<sup>※2</sup>、会計年度任用職員、臨時的任用職員）のうち、令和7年3月31日までに任期が満了する者
- ※1 教育公務員特例法施行令第9条第2項に定める教育公務員に準ずる者を含む。
- ※2 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）に規定する任期付職員及び地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律（平成12年法律第51号）に規定する任期付研究員をいう。

- 注1 実務経験年数は、民間企業等の正社員、自治体等の常勤職員として従事した経験年数に限ります。契約社員や派遣社員、非常勤職員、嘱託職員、アルバイトとして勤務していた期間は含めません。
- 注2 実務経験年数は、採用予定月の前月末日現在で計算します。職務経験が複数の場合には、通算することができます。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一方のみの職歴に限ります。
- 注3 合格通知後5営業日以内に、最終学歴や実務経験年数等を確認するための要件に該当することを確認するための証明書類を提出していただきます（5「卒業（修了）・在職証明書の提出について」参照）。事実が確認できない場合は採用されませんので御注意ください。
- 注4 東京都における課長代理とは、課長の命を受け、担当事務の範囲において課長を補佐し、課長不在の際等にはその代理をする職のことで。

## 2 選考方法

### (1) 第1次選考

書類選考	申込書兼履歴書、職歴等調書による審査
------	--------------------

- ◎ 申込書類により選考を行い、第1次選考合格者には第1次選考合格通知兼第2次選考案内を電子メールで送付します。

### (2) 第2次選考

口述考査	人物及び職務に関連する経験についての個別面接
------	------------------------

- ◎ 口述考査は第1次選考合格者に対してのみ行います。

## 3 申込手続

受付期間	令和6年12月23日（月）から令和7年1月13日（月）まで
申込方法	<p>・ 下記URLへアクセスし、採用情報ページ掲載の申込書兼履歴書、職務経歴書及び顔写真データを受付期間中に提出先アドレスまで送付してください。</p> <p>・ メールの件名は「総務局一般任期付職員申込」としてください。</p> <p>&lt;総務局任期付採用募集案内ページURL&gt; <a href="https://www.soumu.metro.tokyo.lg.jp/recruitment/ooshima_juui">https://www.soumu.metro.tokyo.lg.jp/recruitment/ooshima_juui</a></p> <p>&lt;提出物&gt;</p> <p>申込書兼履歴書（上記URLの所定様式） 職務経歴書（上記URLの所定様式） 顔写真データ（jpg、3ギガバイト以内）</p> <p>&lt;提出先&gt;</p> <p>総務局総務部総務課メールアドレス <a href="mailto:S0000011(at)section.metro.tokyo.jp">S0000011(at)section.metro.tokyo.jp</a></p> <p><u>※ 迷惑メール対策のため、メールアドレスの表記を変更しております。</u> お手数ですが、メール送信の際は、（ at ）を@に置き換えてご利用ください。</p> <p>&lt;注意事項&gt;</p> <p>・ 期間中に正常に到達したものを有効とします。</p> <p>・ <u>複数の選考を併願する場合は、いずれの選考についても申込みを行う必要があります。</u></p>

- ◎ 郵送・持参での申込みは受け付けません。
- ◎ 第2次選考実施日の2日前までに、第1次選考の結果が届かない場合は、総務局総務部総務課人事担当までお問い合わせください。
- ◎ 申込書類に記入していただいた個人情報は、採用選考及び採用事務の目的以外に使用することはありません。

## 4 卒業（修了）・在職証明書の提出について

受験資格の確認及び給与算定の資料とするため、最終学歴に関する卒業（修了）証明書（ただし、院卒は大学の卒業証明書も必要。また、最終学歴以前に職歴がある場合は、高等学校以降の全ての学歴に関する卒業（修了）証明書が必要。）及び全ての職歴に関する在職証明書を提出していただきます（合格通知後5営業日以内に、メールへのデータ添付により提出）。

提出の仕方についてはホームページ掲載の「卒業（修了）・在職証明書の提出について」をご覧ください。

## 5 採用選考に係る日程等について

<b>第1次選考結果通知</b>	令和7年1月14日（火）～17日（金） ※第2次選考の1日前までに、受験者全員に対し、申込みの際に登録されたメールアドレス宛てに電子メールで通知します。
<b>第2次選考実施日</b>	令和7年1月23日（木）～1月24日（金） ※会場：東京都庁を予定
<b>最終結果通知</b>	令和7年2月7日（金） ※第2次選考受験者に対し、申込みの際に登録されたメールアドレス宛てに電子メールで通知します。

## 6 給与等について

### 《初任給》

初任給は、職務経験等に応じて決定されます。

職務経験が一定以上ある人は、所定の基準により加算される場合があります。以下は、6年制大学を卒業し、卒業後の期間を正社員・常勤職員として、東京都の獣医と同様の職務内容に従事した場合に想定される初任給の参考例です。

#### 【参考例】

職級	職務経験	初任給
課長代理	8年	約358,800円

◎ この初任給は、令和7年3月31日までに職務経験の年数を満たしている人の例で、令和6年4月1日時点の給料月額に地域手当（9%）、特勤手当（15%）を加えたものです。

なお、採用前に給与改定等があった場合は、その定めによります。

◎ 上記のほか、準特勤手当、扶養手当、通勤手当、期末・勤勉手当等の手当制度があります。

### 《その他》

◎ 東京都職員共済組合へ加入し、健康保険や厚生年金保険等が適用されます。

◎ 年次有給休暇（1年間に20日、4月採用の場合は15日付与）の外、慶弔休暇、介護休暇、育児休

業などの休暇制度があります。

## ■ お問い合わせ先

**【申込に関すること】**

東京都総務局総務部総務課人事担当／東京都庁第一本庁舎 1 2 階南側  
所在地 〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目-8-1  
電 話 03-5388-2314

**【職務内容に関すること】**

総務局大島支庁土木課 04992-2-4441